

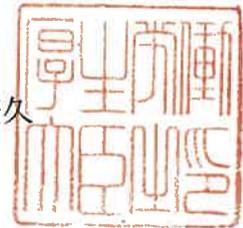
厚生労働省発雇均 0830 第 3 号

令和 3 年 8 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項の一部改正

一 事業主が講ずべき措置等の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項（以下「指針となるべき事項」という。）として、出生時育児休業を含む育児休業については、労働者がこれを円滑に取得できるようにするため、事業主においては、休業の申出期限にかかわらず労働者による申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備を行い、労働者の側においても、業務の円滑な引き継ぎ等のためには、労働者の意向に応じて早めに申し出ることが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意することを加えること。

二 指針となるべき事項として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下三において「法」という。）第九条の五の規定による出生時育児休業期間中の就業に関する事項を加え、当該事項として、育児休業は労働者の権利であつて、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業につい

ては、事業主から労働者に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、労働者の意に反するよ  
うな取扱いがなされてはならないものであることを定めること。

三 指針となるべき事項のうち、法第二十一条第一項の規定により妊娠又は出産等の申出をした労働者に  
対する育児休業に関する制度等の個別周知に当たっての事項として、出生時育児休業制度に関し、休業  
中の就業の仕組みについて知らせる際には、育児休業給付及び育児休業期間中の社会保険料免除につい  
て、休業中の就業日数によってはその要件を満たさなくなる可能性があることについても併せて説明す  
るよう留意することを加えること。

四 一から三までのほか、指針となるべき事項中、育児休業申出に係る規定について、出生時育児休業申  
出についても適用されるよう所要の改正を行うこと。

## 第二 その他

一 この告示は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険  
法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から適用す  
ること。

二 その他所要の改正を行うこと。